

監事監査報告書

2026年5月28日

学校法人 常磐大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 常磐大学

監事 若山 実

監事 安達 洋



私たち監事は、私立学校法（2025年4月1日施行）第52条第1項第1号および学校法人常磐大学寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人常磐大学（以下「本法人」という。）の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の本法人の業務および財産の状況ならびに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会およびその他重要会議に出席し、理事および教職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査しました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令および寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、理事および職員等からその構築および運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類および財産目録については、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条第1項第3号）を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書およびその附属明細書は、法令または寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、本法人は、公益通報を受けて、2025年12月4日に第三者委員会を設置し、現在も調査を継続しています。このため、当該事案に関する理事の職務の執行の適否については、現時点において最終的な評価を行うことは困難であり、第三者委員会による調査結果および提言等を踏まえ、適切に判断されるべきものと考えます。一方で、当該事案以外における理事の職務遂行に関しては、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制体制に関しては、理事会において「学校法人常磐大学内部統制システム整備の基本方針」を定めており、その内容は相当であると認められますが、上記事案に係る対応状況を含め、内部統制体制の実効性については、引き続き注視する必要があると考えます。

(2) 計算関係書類および財産目録の監査結果

会計監査人（公認会計士・井上雅裕）の監査の方法および結果は相当であることを認めます。

以上